

沼田町地域おこし協力隊（加工支援員）募集要綱

沼田町は、北海道のほぼ中央、空知管内の北西部に位置し、農業を基幹産業として、清流にはホタルが飛び交う自然豊かなまちです。

しかしながら、沼田町においても、北海道内の他市町と同様に、少子高齢化による人口減少が進み、独居老人世帯の増加や農村部においては高齢者世帯のみの集落が存在するなど、日常生活や様々な活動に支障や停滞が生じてきている状況も見られます。

沼田町では、地域の農産物の付加価値を加工により高めて地域の農業振興を図ることや、地域の雇用創出、地域経済の活性化を図るために農産加工場「北のほたるファクトリー」を運営してきたところですが、令和3年4月1日より指定管理者制度を導入し、民間企業が蓄積する製造管理技術、販売ネットワークに期待し、管理運営の委託を実施いたしました。

つきましては農産加工場において商品の製造・管理を行う技術の取得、書類作成、製造した製品のチェックなどの活動を行っていただく「地域おこし協力隊」を募集いたします。

この地域おこし協力隊での活動期間終了後には、沼田町内において就業し、定住したいという積極的な想いを持った方々の応募をお待ちしています。

1. 募集人員

- ・地域おこし協力隊（加工支援員） 1名

2. 活動概要

次に掲げる活動に従事いただきます。

- ① 沼田町農産加工場「北のほたるファクトリー」での製品の製造管理に係る活動
(製造部門において将来的な幹部候補として活動)
- ② 指定管理者道外工場での研修による技術等の習得に係る活動
- ③ 沼田町農産加工場「北のほたるファクトリー」でのその他の活動
- ④ 活動期間終了後に沼田町農産加工場「北のほたるファクトリー」への就業、定住に向けた活動

3. 募集対象

次の各号のすべてに該当する方

- ① 心身ともに健康で、学歴、既婚、未婚、農業経験は不問
- ② 都市地域（過疎等地域以外）に在住し、採用時点で沼田町に住民票を異動する方
- ③ 普通自動車運転免許証を取得している方
- ④ ワード、エクセル等パソコンを日常的に利用している方
- ⑤ 活動期間終了後に沼田町農産加工場「北のほたるファクトリー」（指定管理者コーミ北のほたるファクトリー株式会社）に就業して定住する意欲のある方

4. 活動地

- ・沼田町農産加工場「北のほたるファクトリー」

5. 活動時間等

- ・週5日間稼働、1週間当たり37時間30分（1日7時間30分）の活動を基本とします。
ただし、活動の時間等については、季節や活動内容等により変動する場合があります。

6. 任用形態・期間

- ・任用は沼田町の会計年度任用職員（パートタイム）として沼田町長が任用します。
- ・期間は任用の日から毎年度末までとしますが、基本的には3年間の任用です。
（但し、毎年度末（3月末）に次年度の継続任用について判断させていただきます。）

7. 報酬等

- ・月 額 180,870円
- ・期末手当 月額額の2.4月分（令和5年度）の額を6月（1.2月分）と12月（1.2月分）に支給。但し、任用月数が6ヵ月未満の場合、月数に応じ減額されます。
（共済組合負担金（健康保険含）、雇用保険料等の本人負担分及び所得税が差し引かれます。）

8. 待遇・福利厚生

- ・市町村職員共済組合等（厚生年金・健康保険・雇用保険）に加入いただきます。
- ・活動中の住居は町が用意します。
（家賃を町で助成します。生活備品等は各自でご持参下さい。）
- ・活動車両は自家用車（自己名義で、所有若しくはリース・任意保険加入済）を持ち込み下さい。
月額1万5千円を借上料と燃料費として支給します。
（車両をお持ちではない場合は、ご相談ください。）
- ・通信連絡費（パソコン等借上料及び通信費）として、月額5千円を支給します。

9. 休日・休暇

- ・週休2日（活動地の規則に準じていただきますが、活動内容に応じて調整します。）
- ・休日に活動する場合があります。この場合、振替対応となります。

10. 沼田町地域おこし協力隊員の活動状況

- ・下記 Facebook のリンクにて、沼田町地域おこし協力隊員の様子をお届けしております。
<https://www.facebook.com/NumataReactivator/>